

「職員用住宅」運用基準

この基準は、長崎大学（以下「本学」という。）と民間事業者との事業契約に基づき、事業者の経費で事業者が設置する本学職員用住宅に係る入居者の選考基準等、その運用方法について定めるものである。

1. 入居できる者

職員並びに職員以外の者で本学の事務及び事業の遂行のため、施設部長が特に入居を認めた者。

なお、職員とは、長崎大学職員就業規則第2条に規定する職員、長崎大学船員就業規則第2条に規定する船員及び長崎大学再雇用船員就業規則第1条に規定する再雇用船員をいう。ただし、フルタイム及びパートタイムを除く。

2. 入居できる住宅の規格等

入居する人数等により、概ね次の区分によるものとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 単身者，独身者 | 主に1Kタイプ |
| (2) 夫婦，少人数世帯 | 主に2LDKタイプ |
| (3) 世帯 | 主に3LDKタイプ |

3. 入居者の選定及び選考基準

長崎大学職員宿舍管理規程第7条の規定によるものとする。

4. 入居希望等の申出

長崎大学職員宿舍管理規程第9条の規定によるものとする。

5. 入居予定者の決定

長崎大学職員宿舍管理規程第10条及び第11条の規定によるものとする。

ただし、空室状況等を勘案し、随時募集を行い入居予定者を決定することができるものとする。

6. 入居期限

新規の入居者には入居期限を設定する。

ただし、令和3年度以前より職員用住宅に入居している者は、入居時に入居期間が設定されていないため、上記入居期間をもって退去を求めるものではない。

- (1) 頻度高く転勤を伴う異動職員(入居期間：本学在職期間※5年経過時協議)
- (2) 有期雇用採用の教員(入居期間：最長5年間)
- (3) その他教職員(入居期間：最長3年間)

7. 入居できる期間の延長

入居率が低い場合に限り、希望者のみ1年間の入居延長が可能となる場合がある。

この運用基準は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年11月18日から施行する。